

赤穂商工会報

発行日 2020. 2. 1
 (第544号)

会員数 (1月1日現在)
 法人 407
 個人 560
 計 967

発行 赤穂市加里屋68-9
 赤穂商工会議所
 TEL 0791-43-2727



**儲けるための
 ビジネスモデルとは
 A K O 経営塾・後継者塾開講**



第1回目 経営する魅力を再確認

当所では1月22日より全4回にわたり、A K O 経営塾・後継者塾を開講しています。

これは、若手経営者や後継者を対象に塔筋幸造氏(中小企業診断士)を講師に迎え、「儲けるためのビジネスモデル構築術」というテーマで卸・小売・製造・建築・サービス業など異業種の若手経営者、後継者18名が参加しています。

1回目となる1月22日、「経営者に必要なものはなにか? 経営計画の意味とポイント」という内容で参加者全員の自己紹介、日本の中小企業の現状分析から、今必要なものは「人」であるとし、参加者自らの性格分析を行いました。

今後、2回目「基本から学ぶ経営の視点」、3回目「マーケティング・販路開拓を他社の例で見てみよう」最終回「ビジネスモデル演習 ビジネスモデルキャンバスを習得する」という内容で進んでいきます。



合格された岡田さん(左)、田淵さん(右)と秋田先生

珠算能力検定試験 1級合格おめでとうございます

昨年10月27日に開催された第217回珠算能力検定試験において、城西小学校5年生の岡田真奈美さん、同じく5年生の田淵裕貴さんが、小学生で見事1級に合格されました。

これまで一生懸命磨かれたそろばん技術が発揮されました。合格された皆さんには、秋田珠算学院の秋田先生より赤穂珠算振興会表彰状と記念品が伝達されました。今後もさらなる技術の向上を目指し頑張ってください。



義士祭当日の販売スペース

観光客の方々には赤穂の地酒である「忠臣蔵」を味わっていただき、義士祭を楽しんでいたりとともに「忠臣蔵のふるさと播州赤穂」をPRしました。

当所青年部(大黒淳史会長 大黒自動車)では、第116回赤穂義士祭の協賛事業として赤穂城跡武家屋敷公園内で開催された「忠臣蔵交流物産市」で、観光客へのおもてなし・地元活性化に寄与するため、お酒の販売を行いました。

青年部 第116回 義士祭協賛事業報告

相談時間延長します！

確定申告・経営相談などお気軽にご相談下さい。 夜間経営相談会のお知らせ

当所では、下記日程において確定申告や事業資金のご融資など、経営全般にわたる夜間経営相談会を開催致します。ぜひ、この機会にご利用下さい。

日時 2月25日(火)および
2月27日(木)～3月13日(金)
※土・日曜、祝日除く
17:30～19:30

場所 赤穂商工会館 1階相談室、
3階小研修室

相談員 当所経営指導員等

相談内容 税務、金融、労務、経理、
経営相談全般

申込先 赤穂商工会議所
中小企業相談所まで
(TEL 43-2727)

令和元年度の確定申告(決算・消費税申告)の時期となりました。所得税の申告期限は3月16日(月)、消費税の申告期限は3月31日(火)です。

毎年申告の期限間近になりますと混雑が予想されますので、お早めに準備し、個別相談会をご利用いただきますようご案内致します。

★日時
令和2年3月2日(月)・3日(火)
両日とも午前10時～午後4時

★場所
赤穂商工会館 3階小研修室

★相談員
近畿税理士会相生支部税理士
★持参品
決算申告相談の方
○決算書・申告書
【令和元年分・30年分控】
○各種控除証明書
【生命保険、地震保険、小規模企業共済など】
○各種帳簿、月別集計表
○社会保険
【国民年金(基金)、国民健康保険等】の支払保険料の証明書書類
○医療費と住宅取得控除をされる方は関係書類

経営のポイント!

申告の準備はお早めに!

決算・消費税申告相談会のご案内

○認印
【振替納税を希望される方は金融機関の届出印】
○計算機・筆記用具
消費税申告相談の方
○消費税申告書
【令和元年分・30年分控】
○令和元年分・29年分決算書
【白色申告の方は収支内訳書】
○各種帳簿
○認印
【振替納税を希望される方は金融機関の届出印】
★消費税の申告が必要な方
①基準期間(平成29年分)の課税売上高が1,000万円を超える方
②基準期間(平成29年分)の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
③①、②に該当しない場合で、特定期間(平成30年1月1日から平成30年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

★申込・お問い合わせ先
赤穂商工会議所
(TEL 43・2727)まで

税制改正による変更点

令和2年1月1日分より 各控除額が変わります

平成30年度の税制改正に伴い、所得控除が見直されます。令和2年分以降の所得税及び令和3年度分以降の住民税について適用されます。

■控除額の一律10万円控除 **引き下げ**

- 給与所得控除
- 公的年金等控除
- 青色申告特別控除
※10万円控除適用者は改正なし
※「電子帳簿保存」又は「電子申告」の方は引き続き65万円控除

■控除額の一律10万円控除 **引き上げ**

- 基礎控除

※詳細は赤穂商工会議所まで。



中小企業相談所

2月経営何でも相談会のご案内
【相談無料・秘密厳守】

日時	内容	相談員	会場
2/18 (火) 13時 ～ 16時	金融相談	日本政策金融公庫 (国民生活担当)	赤穂 商工会館 4F 大ホール
	法律相談	弁護士	
	社会保険相談	社会保険労務士	
	パソコン相談	当所職員	1F 相談室
創業・ 経営相談	当所職員		

・お申込・お問合せは赤穂商工会議所まで
(TEL 43-2727)

利用可能店舗の皆様へ
お手元に商品券はございませんか

<住宅リフォーム応援商品券>



換金申込最終日は **3月31日(火)**です

<第3子いきいき子育て応援商品券>

※右上の通し番号がNから始まっているもののみ



換金申込最終日は **4月30日(木)**です

お客様から受け取った商品券と換金申込書をご記入の上、赤穂商工会議所までご持参下さい。
<お申込・お問合せ>
赤穂商工会議所 TEL: 43-2727

利用可能店舗の皆様へ

赤穂市プレミアム付商品券

利用可能期限は 2月29日(土) まで
換金申込最終日は 3月10日(火) です

お客様から受け取った商品券裏面に取扱店名を記入(判別できる印でも可)し、換金申込書に記入の上、赤穂商工会議所までご持参下さい。振込日に事前に登録された口座に振込されます。

<換金申込日 → 振込日>

2月 4日(火) 締め → 2月17日(月) 振込

2月18日(火) 締め → 3月 2日(月) 振込

3月 4日(水) 締め → 3月16日(月) 振込

3月10日(火) 締め → 3月31日(火) 振込

※ 3月11日(水)以降はいかなる理由があっても換金受付はできませんのでご注意下さい。

<換金受付時間> 平日の10:00~12:00
13:00~16:00

<お申込・お問合せ>

赤穂商工会議所 TEL: 43-2727
赤穂市プレミアム付商品券事務局
TEL: 06-6485-5315

ご加入ありがとうございます
《新会員のご紹介》
当所にご加入いただいた2事業所を紹介します。
(2019年10月1日~10月31日まで)

Marvin Ako (マーヴィン アコウ)



住 所	赤穂市尾崎361
電 話	0791-46-1800
業 種	美容院
加入日	2019年10月10日

横浜で30年培ってきた確かな知識と技術を活かし、髪、頭皮の改善とともに、したくでもでしななかったスタイルにも特殊技術を駆使してお応え致します。

ひと言

代表: 目木 孝明さん

(有)瀬戸内工業所



住 所	赤穂市正保橋町4-6
電 話	0791-43-6172
業 種	水道工事業
加入日	2019年10月18日

洗面所の修繕から新築の建物の給排水工事まで、幅広く水まわりの工事を行っています。水まわりのトラブル、設備工事は当社におまかせください。

ひと言

代表: 目木 泰さん

2019年 学卒者初任給調査結果

姫路・赤穂・山崎経営者協会、姫路地域雇用開発協会では、会員企業を対象に2019年入社の新卒者初任給調査を行いました。回答173社。
※金額は規模・全職種平均の所定労働時間内賃金。

学卒者初任給 (全規模・全職種平均)

学 歴	職 種	初任給 (円)	対前年アップ率 (%)
大学院(修士) 卒	技術	224,802	0.56
	事務	202,103	0.70
大 学 卒	営業	209,349	0.68
	技術	207,325	0.42
高 専 卒	技術	184,312	0.63
	事務	177,781	0.47
短 大 卒	営業	179,149	0.38
	事務	183,006	0.29
専門学校卒	技術	181,851	0.30
	事務	166,194	0.79
高 校 卒	営業	167,793	0.83
	技能	167,303	0.65
中 学 卒	技能	147,667	1.14

※所定労働時間内賃金とは、1か月の所定労働時間を皆勤した場合に支払われる税込額で、“基本給+諸手当”の総額(時間外・休日勤務・深夜割増の各手当、交替制勤務の場合の深夜割増手当、および通勤費を補助する通勤手当は除く)



さらなる飛躍を誓い乾杯

1月4日、赤穂ロイヤルホテルにて当所をはじめ赤穂市・赤穂市議会・赤穂市自治会連合会が主催する新年交礼会を開催し、当所からは正副会頭をはじめ役員事業所、企業の幹部など約50名が出席、赤穂市長をはじめ関係者あわせて約190名が参加。赤穂市長、赤穂市議会議長、来賓あいさつの後、当所大木会頭による乾杯の発声が行われ、飛躍の年を誓いました。

飛躍の年を祈念 令和2年新年交礼会を開催



より楽しんで頂く為活動しました

赤穂販売士協会（有吉慶益会長 赤穂ロイヤルホテル）では、12月13日に義士祭前日清掃を行いました。赤穂義士祭当日、観光客の方々に気持ちよく観覧していただくべく今年で5回目の実施。赤穂駅前から商店街、パレードコースにかけて歩道や街路樹周辺に捨てられたタバコの吸殻や空き缶、お菓子の袋等を拾うなど、義士祭の会場周辺の美化に努めました。

赤穂販売士協会 義士祭前日清掃を開催



味な店 葵

赤穂市加里屋68-24 TEL:0791-43-3912

贈り物で迷ったら 塩まどれーぬ



累計 234,567 個以上
売れました

赤穂の「塩」「たまご」を
使用しています。

赤穂のお菓子・プリエール

電話 0791-42-0220 Facebook【赤穂のお菓子・プリエール】

タクシーの **赤穂** ご用命は…



赤穂タクシー(株)
☎42-2088(代)

民間車検工場・各種自動車販売・整備・各種保険代理店

株式会社 **金川工作所**
ダイハツ赤穂

赤穂市加里屋29番地の8 TEL 0791-43-2515(代表)
FAX 0791-43-4888
http://www.kanagawa-works.jp E-mail:info@kanagawa-works.jp

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



Be a Great Small
中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索